

奈良市公告第121号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和7年6月18日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	慶州市姉妹都市提携55周年記念高校生訪問プログラム運営業務委託
業務内容	「慶州市姉妹都市55周年記念高校生訪問プログラム運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり
委託期間	契約締結日～令和7年9月30日（火）まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- （1） 令和5年4月1日から令和7年3月31日までで、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものの発注した添乗業務を含む団体（5人以上）の国内又は海外旅行業務を完了した実績を2件以上有している者であること。
- （2） 令和7年度において奈良市が発注する物品購入等の契約に係る競争入札参加資格者で、公告日において、入札参加希望種目（第1～3希望）が「(Z1)」として登録されている者。
- （3） 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4） 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- （5） 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）
- （6） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- （7） 市町村税を滞納していない者。
- （8） 仕様書に定める業務を確実に遂行する能力を有し、適正な執行体制が整備されていること。

3 仕様書等を示す日時及び場所

（1） 日時

令和7年6月18日（水）から令和7年7月10日（木）まで（奈良市の休日を定める条

例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市役所北棟2階 観光経済部観光戦略課(奈良市ホームページにも公表)

4 入札参加申請

参加しようとする者は、次に示すところにより入札参加申請をするものとする。

(1) 提出期間

令和7年6月18日(水)から令和7年7月2日(水)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

(3) 奈良市役所北棟2階 観光経済部観光戦略課

(4) 提出書類

以下の書類を提出すること。

(ア) 一般競争入札参加申請書【様式第1号】

(イ) 業務実績調書 【様式第2号】

※当該業務にかかる業務委託契約書、仕様書など当該業務の受注形態、内容等が判断できる資料の写しを添付すること。

(ウ) 会社概要(様式自由)

(5) 提出部数

各1部

(6) 提出方法

提出場所へ持参又は郵送すること。郵送の場合は簡易書留等追跡のできるもので送付すること。

※郵送の場合は必着

5 入札参加資格の決定

(1) 入札参加者の決定通知

令和7年7月4日(金)までに入札参加申請者に通知します。

(2) 入札参加者の決定通知後の入札参加停止

入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

6 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、質問書【様式第3号】に質問内容を記入のうえ、電子メールにより提出すること。

ア 提出期限 令和7年6月26日（木）午後5時まで

イ 提出先 奈良市観光経済部観光戦略課

メールアドレス kankousenryaku@city.nara.lg.jp

（受信の確認を電話で行うこと）

- （2）（1）の質問に対する回答は、令和7年6月30日（月）までに奈良市ホームページに掲載予定とする。

7 入札及び開札の日時及び場所

（1）入札の日時

令和7年7月11日（金）午後3時から

（2）開札の日時

入札締め切り後、直ちに開札

（3）入札及び開札の場所

奈良市役所 3階 入札室

8 入札条件

- （1）入札に際しては、奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除する。
- （2）入札の方法は、持参入札とする。「入札書【様式第4号】」に金額を記載し、封筒に入れて封印し、観光戦略課長宛とし、封筒表面に「入札書」、封筒裏面に「業務名、住所、氏名」を記載し、封印すること。
- （3）入札時間に遅れた者は、入札に参加できない。
- （4）入札会場への入場は、入札者又はその代理人のみとする。
- （5）代理人が入札する場合は、必ず入札前に委任状【様式第5号】を提出すること。
- （6）入札者の不正行為又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき、その他の理由により、この入札を執行することが不適当であると認めるときは、執行を取り止める。また、入札執行中においても落札決定を保留し、さらに入札執行後においても落札決定を取り消す場合がある。
- （7）提出した入札書は、その理由にかかわらず書換え、差換え又は撤回をすることができない。
- （8）災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。
- （9）入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。契約希望金額は、事業に係る全ての費用を含むものとする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- （10）再度入札は1回とする。

9 落札者の決定

入札者中、予定価格以内の最低価格の入札者をもって落札者とする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札書に入札金額、委託件名の表示又は記名押印を欠く入札
- (5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (6) 同一入札について、入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札書の日付が入開札日でない入札
- (9) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

11 その他

- (1) 入札者は、別紙仕様書を熟読のうえ入札すること。
- (2) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、入札者の負担とする。
- (3) 入札日の前日までの間において、提出書類に関し本市から説明を求められた場合、これに応じること。
- (4) 全ての提出書類は、返却しない。
- (5) その他定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則による。

12 問合せ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市 観光経済部 観光戦略課

電話：0742-34-4739（直通）

FAX：0742-35-6822

メール：kankousenryaku@city.nara.lg.jp